

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年8月21日)

○ 樋口博己委員長

それでは、ただいまから市民協働条例調査特別委員会を始めたいと思います。

石川委員は所用のために、きょうは欠席ということをお聞きしております。

本日は議会前のお忙しいところ、また、議案聞き取りの後のお疲れのところ、大変ありがとうございます。なるべく短時間で開催をしたいと思います。

本日ご参集いただいた内容は、まず理事者のほうから、四日市市協働委託事業、これについて説明をしたいというのが1点ございました。2点目は、今後の進め方についてご相談したいということと、あと、最後は、今後の次回、次々回の日程を決めさせていただきたい、この3点を考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

資料はたくさんございますが、1枚目は、前回5月21日の出された意見で、あとはただいまから説明を受ける資料になりますので、それでは早速前田部長のほうから、理事者から、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○ 前田市民文化部長

大変貴重なお時間、どうもありがとうございます。

きょうは協働委託の事業について、平成25年度の予算においても一応お認めいただいておりますが、一つのパイロット的に取り組んでいくということで、ずっと市民文化部のほうで検討してまいりました。市民協働条例調査特別委員会の4月10日の委員会においても、大まかな概要についてはご説明をさしてもいただいておりますけど、きょうは応募要項について考え方をまとめてまいりましたので、一応ご報告させていただいて、ご意見等あれば賜りたいと思っております。

それから、前回いろいろご請求、ご要請のあった資料についても整理してまいりましたので、ご説明させていただきます。

以上でございます。

次は、次長のほうから説明いたします。

○ 樋口博己委員長

部長からも話がございましたが、本来産業生活常任委員会のほうで、25年の予算という

ことで議決をされておりますが、そちらのほうで、産業生活常任委員会のほうで議論をいただくところがございますが、当特別委員会で議論しておりますので、事業の実施の前に丁寧な説明をいただくということで、説明の機会をつくりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、山下次長。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

お手元の、まず資料⑤をごらんいただきたいというふうに思ひます。

先ほども部長のほうから申し上げましたけれども、この市民協働委託事業ということで、予算審議のときにも、少し私のほうから、この協働委託事業をするに当たっては、今、この協働委員会、特別委員会がございますので、そちらのご意見も聞きながら進めていきたいということございましたので、今回こういう形でご意見をいただいて、この応募要項に基づいて、本年度進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、この委託事業につきましては、市民活動団体さんのほうから、行政に対して、一緒にその市民協働といいますか、行政として、行政と一緒に役割を分担して、行政は行政でやること、それと、団体は団体でやれることを一つの事業の中で分けて、そういったことを一緒にやれないかというような提案をしていただくというのがまず大きな目的でございまして、そういった提案を受けて、行政側として、できるものについては委託をして、一緒に事業をするということが大きな趣旨でございます。

提案できる団体につきましては、基本的にはもう四日市市内に事務所があつて、四日市市内で公益活動を行っている団体であるということで、ここで①から⑤の要件を満たす団体というふうに考えております。

それと、提案対象となる事業につきましては、あくまでも市内で実施する継続性が考えられて、公益性の高い社会貢献活動ということと、あと、当然でございますけれども、具体的な成果が期待できると、それと、先ほど申し上げましたけれども、役割分担が明確に、行政側、団体側と明確にできるということが一つの条件として挙げさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、さらにこの協働委託事業につきましては、行政側として

は委託をするという形もございますので、提案する団体そのものが実施を、みずからがやっていたとすることが一つの条件と、それと、ここには少し細かく、⑥でございますけれども、例えば公園とか除草活動なんかについては、そのものだけではなくて、やはりそういった施設を使った地域おこしの取り組みを、全市的にPRができるというようなソフト事業をあわせてやる事業というようなことも含めて入れさせていただいておると、それと、市から既に受託をしている事業、団体さんもみえると思うんですが、それと一緒にものをまた別の場所でやるというようなことについては、適用を除外しようかなというふうな形で、今、挙げさせていただいております。

それと、⑧以下、(ア)から(キ)については、記載のとおりのものには該当しないようにというふうに考えております。

まず、金額的なものでございますが、まず、市として、今の段階は、これはあくまでも1年間でこれを制度化ということではなくて、1年間のパイロット事業と、試行的なパイロット事業というふうに考えておまして、あくまでも委託料については今の段階においては50万と、1団体50万以内での委託ができるものであるということを限度としたいというふうに思っております。

それと、次のページ、3ページでございますが、選定の方法としては、まず書類審査、これは協働事業審査会、これは新たに審査会を設けて、そこで書類審査をして、さらに団体さんからプレゼンをしていただいて、2次審査をして、当然これは協働ということでございますので、当然協働するところの関係課といいますか、関係課の意見も十分に踏まえた中で、こういった審査をして、委託できる、一緒に協働できる事業を選定していこうというようなものでございまして、こういった協働委託事業、まず、各種団体さんから公募をしていただいて、それを市のほうで審査をして、その中で委託ができるものについて精査をして、やっていくという事業を、これを1年間、ことし、これから半年しかないですけども、これをモデル的に、パイロット的にやりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

説明は以上ですか。

ちょっと、このほかの資料の簡単な説明をしてもらって。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

失礼しました。

ほかの資料で関連する資料といたしまして、資料②でございますが、これにつきましては、この私どもが提案して、全て同じということではないんですが、各市町、各市において、他市においても、いろんな協働事業の提案での協働事業というのがされておまして、ここには三重県、福岡市、相模原市、豊中市というふうに挙げさせていただいておりますが、物の文献によりますと、全国で100を超えるような市町でそういった協働というものの事業がなされているという報告もございます。ですから、この協働提案型という事業については、目新しいというよりも、結構いろんなところでやられている事業であるというふうな形で思っております。これは、この資料の②としては、この三重県、福岡市、相模原市、豊中市の事例を挙げさせていただいておりますので、ご確認いただければなというふうに思っております。

それと、資料④でございますが、これは委託と補助の違いということで、どういう違いがあるのかということをご意見をいただいて、その表をとということでございましたので、まず、委託と補助という形で分けさせていただいて一覧表にさせていただきました。委託につきましては、当然事業は行政が主体にあるものであるということ、補助につきましては、補助を受ける団体が主体的になるというところでございます。

それと、その根拠となる法令でございますけれども、委託の場合は、民法で要するに請負か、委託か、委任かという形に分かれているということと、あと、補助につきましては、地方自治法によって公共団体が補助をすることができるというようにと、これは根拠法令になっているということでございます。

それと、領域につきましては、当然委託のほうについては行政が行う領域になりますし、補助のほうは団体が行う領域ということになります。特に領域において、補助については、行政が対応しにくい事業等について支援、助成を行うというようなものではないかということになっております。

それと、事業成果につきましては、委託につきましては行政に帰属されますし、補助を受けたところについては、その行政から補助を受けた団体に帰属がされるということで、そのほか、支出の管理、管理については、行政は、その管理、委託については委託事業の履行確認を行うということで、補助につきましては収支決算書や領収書等により、その目

的外使用がないかどうかの支出の確認を、審査を行うということになっておりまして、それぞれの法的根拠につきましては下に記載のとおりでございます。

この資料につきましては、以上でございます。

あと、続きまして、資料⑥と資料⑦につきましては、まちづくり協働委員会ということで、平成23年度から地縁による団体側と、あと、NPO側と行政、この3者が要するに市民協働というものを進めていくに当たっては、どういうことをやっていけばいいかという調査研究といいますか、提言をしようということで、23年度に立ち上げていただいて、お手元の24年度につきましては、こういった報告書、これは事前にも議員の皆様には配付をさせていただいたかと思いますが、こういった報告書によって協働を進めるにはこういったことをやっていけばいいのではないかなということで、こちらの報告書を見ていただきますと、資料⑥のほうの7ページから9ページにかけて、こういった取り組みをすればいいのではないかということで、この中の一環として、私どもとしては、今、各地区に回らせていただいて、そのNPOとか地域の地縁による団体さんと、そういったその取り組みがうまくされているのかどうかという実態を、この2カ月かけて、いろいろ話をお聞かせいただいてきたところでございます。今、この中にも協働事業委託というような内容のことについても記載をいただいて、提案をいただいておりますので、このようなこの報告書の中に基づいて、私ども、事業を進めていっているというところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員長

説明ありがとうございました。

それでは、この四日市市協働委託事業、予算が300万ということで、このモデルパイロット事業として、これから公募をしていきたいというような説明をいただきました。公募につきましては、基本的には報告だと思っておりますが、もしご意見あるようでしたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

○ 豊田政典委員

何か冒頭ありましたけれども、この委員会で、あえてこの事業についての説明をされた理由というのを、もう一度わかりやすく説明してください。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

協働委託事業につきましては、予算の段階のときに、もう既にこの調査特別委員会というものが設置されておりまして、この中でこういったいろんな意見をお聞きするのに、産業生活常任委員会の中でもお聞きをしまして、調査特別委員会がございますので、その中でもご意見をお聞かせいただいで、いろんな形の中で、こういったパイロット的な事業をするほうがベターではないかなということ、ご意見をお伺いしたいというふうなことにしたところでございます。

○ 豊田政典委員

ちょっと質問と答弁がかみ合っていないところもありますが、例えば内容を見て、要件についても5人以上というふうになっていたり、それから、公共性の高いかどうかを審査するということになっていて、それから、審査会をつくるとか、具体的なところが固まってきたらですけども、まさにこの特別委員会で議論している内容、これから決めていかなければいけないところを、ある意味先取りした事業なわけですね。これは前からこの委員会でも指摘してきたところですけども、もちろんその予算は認めたんだけど、我々は我々で新たな制度をつくっていかうとしている中で、まだ固まっていない。まさに議論、論点になっている部分が先取りされている事業ということから考えると、ここで説明されたという意味合いが、何となく見えるけど、よくわからないので、お聞きしたんですけども、あとは少し質問して、意見を言いたいと思いますけど。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 豊田政典委員

この3ページの協働事業審査会なるものというのは、こういったメンバーを想定しているのかということと、それから、市と団体が協働すると書いてありますよね。そのイメージがよく湧かない。何らかのフィルターをかけているんでしょうけど、単なる委託じゃないんですよね。協働。市は、市の職員はどこまで手伝うとか、その辺がよくわからないので、その2点をまず教えてください。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

協働審査会については、具体的に、今、誰というふうには決めておりませんが、基本的には外部委員がたくさんということではなく、内部の中で基本的にやったり、その中で1人ぐらいの学識経験者の方をお願いして、外部1人ぐらいはと思っていますけれども、今の段階では内部を中心にやりたいなというふうに思っているのが1点と、あと、その提案のその振り分けなんですけど、あくまでもこの団体さんが、この部分については行政でやってほしいという、この部分は自分たちがやりますよというやつをきちんと分けていただいて、その中で行政にやってくださいということをした部分について、行政の関係がございまして、関係課がそれぞれ、その分野によって、そこの関係課と議論をした中で、それが、関係課との議論の中で、これはやっぱり公共でやるべきだという理解がされて、それで折り合いがつけられれば、その部分を委託するという形になりますので、必ずしも全て上げてきて、その団体さんが補助金みたいに上げてきて、それを皆認めるという形にはならんというよりも、そこで審査をして、そこで議論をしてということになります。ですから、そういった手続を踏んでやっていくという形で、その委託ができるところについては委託をしていくという形になっておると。

○ 豊田政典委員

今の答えに関連して、この委員会で議論になってきている中に、果たしてその審査をするのは大変難しい作業だけれども、クリアできるようなメンバー構成ができるやろうかみたいな議論もまだやっていますよね。それから、これは、我々、一番議論している根本のところのその新規事業ですね、多分。提案ですから。今やっているやつを外出しするやつではない。新規事業を審査して、公共性ありと認めた場合に、新規の事業を市の事業にして、委託ですから、新たにふやしていくということで、繰り返しになるかわからないですけど、ここの議論を飛び越えて実現していこうと、そんな理解をしていますけど、それでいいの。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、提案型でございまして、何が出てくるかというのはなかなか理解ができないものですから、いろんなパターンがあると、出てくるという中で、私どももこれを試行錯誤しながらやっていきたいと思っていますので、あくまでもこれはやっぱり

そのパイロット的、試行的にというのは、そういったその難しい部分も1回出していただいて、やらせていただいて、その中で分けていくという、そういった実践的な、その論理的なところでは、なかなかこうこうと考えておっても難しいものですから、まず出していただいて、やらせてもらって、その中で振り分けをしていくと、そういった中で検証していきたいなということで、これをやらせていただいて、そこで検証したいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

最後のところは理解するところでもあるんですけども、でも、最後ですけど、そのまちづくり協働委員会なるものが、ここでも話題にしたこともあります。ここと重なる部分、大きなところで議論を別の、並行してやられていたと。向こうはというか、まちづくり協働委員会は一定の方向性を出して、これが、向こうの結論がこの事業に結びついていると理解するんですけども、こっちはこっちで、加納委員長のころから別にやればいいんだよということやってきているけれども、まだゴールしていない。その中でパイロット的とはいえ、結論をある意味先取りする形でやることについて、この委員会の議論と、この事業をやろうとするこの関係性というか、整合性というか、不整合性というか、そのあたりのその見解を求めておきたいなと思います。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

私どもの考えでいきますと、この委員会でやっていただくのは非常に大きなその根幹にかかわるいろんなことの議論の、これからの行政のその協働というものをどうやってやっていくかということの根幹を決めていただいているというふうに理解をしておりますし、今回こちらのほうでやっているのは、実際にこれが地域の方とか、要するに実際に運動、活動をされている方たちが考えて、今の状態で、それを引き続いてやっていくにはどうしたらええかというような話で、当然のことですけれども、大きな方針が固まれば、そちらの方向に、こちらもそれに合わなければ当然変換していくという形で、私どもとしては、考え方としては、こちらはある意味事業個々の事業のやつを一つ一つやっていっていると、こちらでやっていただいているやつは、もう大きな意味合いで、この根幹をやっていただいていると思いますので、こちらがきちんと決まれば、それはこちらの事業というのは、そこへ、その事業に合うような形で、私どもとしては持っていく形になるのかなというふ

うな理解をしております。

○ 豊田政典委員

最後と言いましたけど、答弁の中で、既にやっている事業を対象に考えているということでしたよね。今までボランティア、無料でやっていたやつに金を出す、市の事業と認めて金を出すということ。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

その事業の一つ一つの流れの中で、一つ一つの事業については、これを予算措置で毎回毎回いろんな、補正でもそうですし、いろいろ制度を変えてきている。変えてきて、一つ一つ変わってきていますが、委員会の中でやっていただくのはもう少し大きなその根幹の話をやっていただいていますので、この事業はその流れでずーっと、その根幹が決まらなと、全ての事業がとまるかというわけにも、なかなかその継続性で難しいものですから、その中で、今、やっているやつを少しずつ変更しながらでもこうやってやってきて、予算措置の中でやっているということで、当然大きく決めていただければ、そっちの方針に向かっていくという考え方でおるということです。

○ 豊田政典委員

とりあえず。

○ 樋口博己委員長

当特別委員会で条例制定を目指しておりますので、あくまでもその条例制定がされれば、これが一番上位法になりますので、このパイロット的という説明もありましたが、この事業が来年も同じ予算で続くということではないというふうに理解をしております。

○ 川村高司委員

ちょっと言葉の確認で、そのパイロット的、試行的というふうに話をされているんですけども、試行的ということは、一度試しにやってみて、その効果測定を検証して、フィードバックをかけていくという、ということは、そういうことが、これ、選定方法とか審査視点ということは書いていただいているんですけど、これはその300万の入り口の部分

の方法論であって、それをやってみた後の一番肝のその検証部分のロジックというのは書いてないんですけど、それが一番肝で、ただでさえ検証パフォーマンスというのは、能力というのは、行政においては、私、欠如していると思っているので、その中へ新しく支出をした後の、どうやって検証するのか、それがわからない限り、こういうのはいかがかとは思いますが。

○ 小林博次委員

さまざまな考え方があるのやろうけど、せっかく正副委員長がかわったので、副委員長はそのままか、かわったので、例えば加納委員が議政研でやっているころ、かなり新しい発想で動いておったと思うんやわね。4年目になってみたら、もうそこら中に出てしもうて、何をしておると言われるような状況もあるわけやわね。だから、とりあえず市民協働が後手に回らないような条例を整えていくというのが至上命題やと思うんやわ。だから、もう論議はし尽くしてきたので、だから、委員長がかわって、集約の論議、これをやっぱりしてもらおう方がいいのと違うかなと、こう思っておるのやわ。

○ 川村高司委員

いや、なので、であるからこそ、その検証システムのロジックはどうなっているんですかという質問に対しては、まず答えていただく必要があるかとは思いますが。

○ 樋口博己委員長

答弁、山下次長でよろしいですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

確かにちょっとこの中には、その検証はどうやってやっていくのかということは書いてございませんが、当然私どもとしては、その結果を検証しないと、次には進めませんので、それは検証をやっていくという形は、つくっていきたいというふうに思っています。

○ 川村高司委員

いや、そういう抽象的な話じゃなしに、誰が、どうやって、何を評価するのかというものが明確でない限り、どういう検証をされるのかさえもわからないというのは、フィード

バックするつもりがないというふうに捉えてもしょうがないですよ。

○ 中森慎二委員

これは特別委員会で、既決予算の執行の部分に我々が口を挟む余地はないと思っているんですよ。だから、きょうはあくまで参考に説明されたわけでしょう。だから、僕は委員長に言いたいのは、これ出すこと自身がちょっと問題があるんじゃないのと、産業生活常任委員会で所管する部分なんですよ、これは。だから、この応募要領についても、産業生活常任委員会に説明してあるの。それがまず順位じゃないの、と僕が思っているんですよ。だから、そこの委員会で問題なしとされているのなら、それでいいじゃないの。それが議会のシステムじゃないの。我々特別委員会は、そんなことを口を挟む余地はない。条例が固まった上で、違うことがやられているなら、それは違うかもわからんけど、まだ調整過程なんだから、この委員会は。だから、中途半端なものを持ち込むこと自体おかしいじゃないかと思っているの。だから、そこの線引きは、ちゃんと担当常任委員会があるんだから、そこでちゃんと議論してもらって、内容の意見ももらって、あなたたちはこの特別委員会にずっと参画しているんですよから、そこの部分も含めて、提案されているというふうに我々も理解しているし、パイロット事業であったとしても。それもちゃんと整理しなさいよ。

○ 樋口博己委員長

中森委員から、今、ご意見が出ましたが、今、出された意見に関してはしっかりと受けとめていただいて、この実施に当たっては加味いただきたいと思います。また、あわせてこの8月定例会が始まりますので、所管委員会でもしっかりとご意見を賜るようお願いしたいと思います。

それでは、この件につきまして、この程度でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、次の本題に、本題というか、この特別委員会の進め方について議論したいと思いますが、資料⑧と資料⑨をごらんいただきたいと思います。

まず、資料⑧というのが、この条例の前文を、1枚目は正副案が出されまして、それを皆さんのご意見をいただいて、少し修正したのが2枚目と、3枚目以降はそれぞれにまた会派のほうから出された考え方、案ということで、既に今まで前文が出されておるものを改めて資料として出させていただきました。

資料⑨に関しましては、これは先回5月21日までの議論の中で、おおむねこの方向性ということで、それらの議論をおおむね集約された最新の案がこの資料⑨の案となっております。

私のほうから提案をさせていただきたいのは、さまざまな課題は条例文には残っておりますが、おおむね意見も出されておりますので、改めてこの資料⑧のほうの前文を少し議論をさせていただいて、固めていきたいなど。その上で、前文が固まりましたら、条例を改めて確認をするという議論の進め方で提案をしたいと思いますが、この点につきましてどうでしょうか。

○ 小林博次委員

示された案について、何か考え方か何か出せよということやったから、無理して出したわけよね。だから、これ、正副委員長のほうで読んでいただいて、大体こんな前文にするのが妥当やろうなということがあれば、この次に出していただいたら、どうですやろう。これ、そうでないと、ちょっと論議しにくいと思うんやわ。

○ 樋口博己委員長

というようなご意見がありました。そうでしたら……。

○ 豊田政典委員

新しい委員長のもとに、改めて成立に向かって動いていこうというのは賛成なんですけど、その中で前文から入るという意味合いは、恐らく今まで議論のあった部分を前文が一番集約しているから、そこを片づけていこうという意味合いで受け取るんですけど、それでいいんですか。

○ 樋口博己委員長

当初、前文をこうやろうとしたときに、中身が決まってないのにどうなのかというご意

見があって、中身をやりましたので、中身は大分、大分というか、いろんな意見を出していただいておりますので、改めて前文を固めていったほうが、その条例文の最終というか、確認をしやすいのではないかと考えておりますので、もしあれでしたら、ご理解いただけたら、正副で次回に前文の正副案というのをご提示させていただいて、そこでご議論いただけたらなと考えますが、どうでしょうか。

○ 豊田政典委員

大分出尽くしたとはいえ、合意してない部分が幾つかあるんですよ。前文を決めちゃっていいのかなという不安も抱えながら、今までのやつをもう一回整理してもらって、ここところは合意してないぞというやつを出してもらって、その工程表みたいなものをつくってもらいとありがたいな。前文から入ってもいいんですけど、前文をやって、これとこれを決めていくぞと。

○ 樋口博己委員長

わかりました。豊田委員からご提案いただきましたが、そうしましたら、次回、後ほど日程はご相談しますが、少し時間がございますので、まず、前文の正副案をご提示させていただくと。条例文に関しましては、おおむね合意できた条例、また、ここはこういう課題があるというような各条項で少し整理をさせていただいた、注釈をつけさせていただいたものをちょっと正副でまとめさせていただいて、今までの議論を少し集約して、課題整理をするというような資料をつくらせていただいで議論するというので、どうでしょうか。

○ 芳野正英委員

それに踏まえて、ある程度条文の中でも、ここが対立点だという条項というのはできていたと思うんですけど、私は2回ほど豊田委員や川村委員にお伝えしていたのが、どういう形の条文案ならばいいのかというのを、何度か提案させていただいているんですけど、そこがまだ見えてないんですよ。私としては……。

(発言する者あり)

○ 芳野正英委員

私が前に意見として、例えばその財政的支援の部分も、どういう部分が、どういう形の表記であればいいんですかというようなお話を前にさせていただいたかと思うんですけど、2月ぐらいですけど。2月、1月。そういう部分はあるので、一度その、もちろん正副でまとめていただくんですけど、条文案でいうと、もうこれが、今、何回か出していただいておりますこの資料⑨の条文案はあって、それに対して、ここが俺は引っかかるんだというのも出していただくと、次回、話がスムーズかなと思うんですけど。前みたいに、前文に関してもいろいろまとめていただいた整理のまとめ案があるんですけど、同様にそういう部分で、ここが課題として私は考えておるみたいなのを、出していただいたほうがスムーズかなと思うんですね。

○ 樋口博己委員長

豊田委員にご指名が。

○ 豊田政典委員

次は10月みたいなので、期限を切っていただければ、それまでに出しますけど。

○ 小林博次委員

またようけ出ていくと、うっとうしいで、前文を大体たたき台をつくってもらったら、それを見て、条文がどうなのと、合うか、合わんかということがあるかもわからんから、そういう感じで進めてもらったらどうですか。

○ 川村高司委員

ちょっとうっとうしい一言を。その議論を重ねていくプロセスで、私自身、本当にわからない状態から議論に参画させていただいて、時間の経過とともに自分の意思も再確認しながら、直近で意見を言わせていただいているみたいに、現場が困っているのは、お金よりも人だという意識のほうが私は強いので、この条例策定の委員にいたるのが、いいのか悪いのかは私はわかりませんが、そういうスタンスであるということだけは、改めてちょっと一言言っておこうかなという。それ、その上での意見、意見というか、あくまでもそういうスタンスで、合意形成は、私自身は図ってない。済みません。意思表示です。

○ 樋口博己委員長

それでは、さまざまなお意見をいただけたんですが、まずは正副で前文を案としてつくらせていただきます。次回ご提示させていただきます。それを芳野委員、豊田委員からご意見をいただいていたんですけども、条例文の中身については、少し合意できた、おおむね合意できたところと、合意できないところはどういう課題があるのかという整理をまず次回にさせていただきますので、ちょっと次回の議会明けのタイミングになりますので、さまざまお時間も忙しいと思いますので、まずはこちらで取りまとめたものをご提示させていただいて、ご議論いただくということによろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

おおむね合意に達してきておるわけやから、混ぜっ返してまた手がかかるので、その部分だけ委員長で配付して。

○ 樋口博己委員長

わかりました。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。進め方に関しましては。

(なし)

○ 樋口博己委員長

じゃ、次回の日程をお願いしたいと思います。

日程は、次回と次々回の二つの日程をお願いしたいと思います。それぞれ2案つくっております。次回は10月8日火曜日10時から、もしくは10月9日水曜日10時から、午前中を考えております。

○ 小林博次委員

8日がいいです。8日。

○ 樋口博己委員長

8日でもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

済みませんが、じゃ、8日ですね。

○ 小林博次委員

はい。

○ 樋口博己委員長

8、10月8日火曜日をお願いしたいと思います。

その次の予定ですが、10月30日水曜日、もしくは31日木曜日、いずれも10時、午前中を考えております。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

31、31日というご意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

午後。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

午前中に終わるという想定を。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

私も港ですもんで。

それでは、31日でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

では、改めて確認します。次回は10月8日火曜日10時から、午前中を予定します。その次は、10月31日木曜日10時から、これも午前中ということで、2回の予定を決めさせていただきました。

[次回日程は、10月8日、10月31日と決定する。]

○ 樋口博己委員長

本日は以上ですが、委員の皆様から何かご意見ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

○ 豊田政典委員

本論とは外れますが、代表者会議の報告を受ける中で、四自連との意見交換の1案として、この委員会の委員という話が出たというんですけど、委員長はそれを聞いていたんですか。提案するよということは。

○ 樋口博己委員長

代表者会議、会派の中でこういう提案が出ているということはお聞きしておりました。

○ 豊田政典委員

別に代表者会議の下部組織じゃないので、ここは。決める前に、ここは合意が必要だと思うんですよ。受けるとすれば。そのあたりは注意してほしいなど。注意というのは失礼

ですけど、頭に置いて対応してほしいと思いました。向こうは決まったから、必ず受けなければいけないという流れではないので。ここで、うまく相談してもらった上で進めてほしいなと思います。

○ 樋口博己委員長

それはこの委員会……。

○ 豊田政典委員

が受けるかどうかということ。

○ 樋口博己委員長

受けたらどうかという提案ですか。

○ 豊田政典委員

いやいや、違います。代表者会議で、この委員会で受けると決まったから、必ず我々が出なければいけないという流れはおかしいと思うので、受けるかどうかは皆さんで話をし、相談をして、受ける受けないの判断をする必要があると思うんですよ。受ける場合には。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

済みません。私の認識は、代表者会議でそういう話題が出たというレベルしかお聞きしておりませんので、具体的にその特別委員会から受けるとか、そんな話は聞いておりませんでしたので、ちょっとそこまでは考えがないんですが。

○ 豊田政典委員

だから、代表者会議が先に決めてしまうことのないように、委員会としても対応する必要があるなと僕は思いました。

○ 中森慎二委員

その話は、代表者会議で、四自連との懇談をする対象とかいう部分についての会派の案を出してほしいという部分なので、公明さんとしてそういうのが出たというだけの話で、それをもし代表者会議でそういう議論が進んだときには、それなりの特別委員会のバックもあると、話もあると思うので、豊田さんがご心配の部分は大丈夫と思いますけれども。まだその素案の段階で、会派としての意見が一部出ているということだと思います。

○ 樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

余計な心配。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、次回、10月8日火曜日10時からになりますので、どうぞよろしくお願ひします。お忙しいところ、ありがとうございました。

17:40 閉議